

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>（反社会的勢力の排除）</u> <u>第 73 条の 2 機構は、社債等の発行者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社、受託会社、機構加入者若しくは間接口座管理機関（以下この条において「社債の発行者等」という。）又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。）に該当することが判明した場合には、当該社債の発行者等に係る社債等の取扱いの廃止、指定の取消し、登録の取消し、機構加入者口座の廃止又は承認の取消しその他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>

2 附 則

この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（同意書）</p> <p>第 4 条 規程第 9 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（同意書）</p> <p>第 4 条 規程第 9 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>（発行代理人の申請手続）</p> <p>第 4 条の 2 の 2 規程第 13 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3）自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（発行代理人の申請手続）</p> <p>第 4 条の 2 の 2 規程第 13 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～4 （略）</p>
<p>（支払代理人の申請手続）</p>	<p>（支払代理人の申請手続）</p>

第4条の3 規程第14条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(3) 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。

2～4 (略)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 規程第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(3) 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。

2～4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の5 規程第15条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(3) 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。

第4条の3 規程第14条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

2～4 (略)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 規程第15条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

2～4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の5 規程第15条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

2～4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の6 規程第15条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(3) 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。

2～4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2 (略)

3 規程第16条第3項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。ただし、機構がその提出を省略することができる場合は、その提出を省略することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ・ロ (略)

ハ 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。

2～4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の6 規程第15条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる事項を記載した所定の申請書を機構に提出する方法とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

2～4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2 (略)

3 規程第16条第3項に規定する書類は、次に掲げる書類をいう。ただし、機構がその提出を省略することができる場合は、その提出を省略することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ・ロ (略)

(新設)

(5) (略)

4～7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であつて、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとし、第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができる場合には、その提出を省略することができる。

(1) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ・ロ (略)

ハ 自ら又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力に該当しないこと。

(2)～(6) (略)

3～6 (略)

(5) (略)

4～7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であつて、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとし、第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができる場合には、その提出を省略することができる。

(1) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ・ロ (略)

(新設)

(2)～(6) (略)

3～6 (略)

## 2 附 則

この改正規定は、平成25年11月1日から施行する。

以上

社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則（平成 17 年 7 月 26 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（遵守義務）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>2 利用者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は<u>機構システムの利用に係る業務以外の業務</u>に利用してはならない。<u>ただし、次条第 1 項の規定により機構システムの利用に係る業務の処理を第三者に委託する場合又は機構システムの利用に係る業務の処理を行うためのシステムの開発を第三者（当該第三者が更に当該システムの開発の全部又は一部を当該第三者以外の者に委託する場合における当該第三者以外の者を含む。以下この条において同じ。）に委託する場合には、当該委託の範囲において、機構の承認を得ずに機構システムの仕様を第三者に開示することができる。</u></p> <p>3 <u>利用者は、機構システムの仕様を第三者に開示する場合には、前項本文の規定を当該第三者に遵守させるものとする。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等）</p> <p>第 12 条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係</p>	<p>（遵守義務）</p> <p>第 11 条 （略）</p> <p>2 利用者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は<u>自己の業務</u>に利用してはならない。</p> <p>（新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>（利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等）</p> <p>第 12 条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係</p>

る業務の処理、T a r g e tによる通知提出事務及びT a r g e t  
保振サイトを利用した業務の処理について、機構が認める範囲に限  
り、他の者 (反社会的勢力に該当する者を除く。) に委託できるもの  
とする。

2～5 (略)

6 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条から第10条まで及び前  
条第1項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

7 (略)

る業務の処理、T a r g e tによる通知提出事務及びT a r g e t  
保振サイトを利用した業務の処理について、機構が認める範囲に限  
り、他の者に委託できるものとする。

2～5 (略)

6 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条から第10条まで並びに  
前条第1項及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとし  
る。

7 (略)

## 2 附 則

この改正規定は、平成25年11月1日から施行する。

以 上